

※所得割算定基礎額

- 公的年金の場合 ⇒ 年金収入 - 公的年金控除 - 基礎控除(33万円)
- 給与所得の場合 ⇒ 給与収入 - 給与所得控除 - 基礎控除(33万円)
- 事業所得の場合 ⇒ 事業主総収入・必要経費・専従者給与等控除・純損失・基礎控除(33万円)
  - ⇒ 青色専従者等給与収入 - 給与所得控除 - 基礎控除(33万円)
- 譲渡所得の場合 ⇒ 収入金額 - 必要経費 - 特別控除 - 基礎控除(33万円)

●●● 保険税の納め方 ●●●

納付の責任は世帯主!

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保の加入者がいる場合は、国保税納付の義務は世帯主にあります。

国保税はいつから納めるの？

※保険税の納期等

徴普通	徴特別	
	● 仮徴収	4月
		5月
	● 仮徴収	6月
■ 1期		7月
■ 2期	● 仮徴収	8月
■ 3期		9月
■ 4期	● 本徴収	10月
■ 5期		11月
■ 6期	● 本徴収	12月
■ 7期		1月
■ 8期	● 本徴収	2月
		3月

各年度分(4月から3月まで)の保険税については、納付方法(特別徴収、普通徴収)に関係なく、毎年7月10日までに納税通知書、特別徴収通知書等をお送りします。

※国保税は被保険者の資格が発生した月から必要です。(年度途中の場合は月割) 被保険者の資格が発生した月が7月以前の場合は、当該年度分の保険税については、7月10日までに納付書等をお送りします。被保険者の資格が発生した月が7月以降の場合は、当該年度分の保険税については、翌月に納付書等をお送りします。

なお、国保税は被保険者の資格ができたときから必要となり、市役所窓口で届出をしたときではありません。届出が遅れると資格ができた月にさかのぼって、最高3年間を限度に保険税を負担することになります。

◎特別徴収(年金天引き)

特別徴収は、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であつて、年金額が年間18万円以上の人が対象となります。ただし、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の1/2を超える場合は、介護保険料のみ年金天引きとなり、国民健康保険税は普通徴収となります。

特別徴収(年金天引き)は年6回(年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)で保険税が年金から天引きされます。

納付内容

特別徴収は毎年度4月から始まりますが、4月・6月・8月の3回は前年度の2月分の特別徴収額(平成20年度については、事前に通知した額(平成19年度分の国民健康保険税をもとに算出した額)を天引きします。(仮徴収)  
また、10月・12月・翌年2月の3回は、当該年度分の国民健康保険税額(7月に決定)から仮徴収額を差し引いた額を天引きします。(本徴収)

※特別徴収にかかる対象者判断基準の見直しの場合には、あらかじめお知らせします。

◎普通徴収(納税通知書での納付)

普通徴収は、特別徴収以外の人が対象となります。なお、年度途中に65歳になる人や市外から転入した人等は、年金の有無にかかわらず、一時普通徴収となります。

普通徴収(納付書での納付)は8回(1期(7月) 2期(8月) 3期(9月) 4期(10月) 5期(11月) 6期(12月) 7期(翌年1月) 8期(翌年2月))となります。

詳しいお問い合わせは、市税務課諸税係(市役所1階 ☎32・3845)まで。